別表第２の２（第66条関係）

（略）		
製造に係る予備検査	浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　15,100円
	非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　14,900円
	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　10,900円
	（略）	
備考　（略）		

別表第２の２（第66条関係）

（略）		
製造に係る予備検査	浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　15,100円
	非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　14,900円
	小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき　10,900円
	（略）	
備考　（略）		

（船舶救命設備規則の一部改正）

第五条　船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（救命設備の分類）	（救命設備の分類）
第二条　救命設備を次のとおり分類する。	**第二条**　救命設備を次のとおり分類する。
一　（略）	一　（略）
二　信号装置	二　信号装置
イ～リ　（略）	イ～リ　（略）
ヌ　浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	ヌ　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
ル　非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	ル　非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
ヲ～ネ　（略）	ヲ～ネ　（略）
三　（略）	三　（略）
（救命艇の艤装品）	（救命艇の艤装品）
第十四条　（略）	**第十四条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　第一項の規定にかかわらず、自由降下式救命艇及び二の独立した推進装置を備える救命艇には、単槽式のオール、トール・ピン及びクラッチを備え付けることを要しない。	４　第一項の規定にかかわらず、自由降下式救命艇には、単槽式のオール及びトール・ピン又はクラッチを備え付けることを要しない。